

令和6年度より、本県では**ラーケーション取得制度**を導入しました。ラーケーションとは、「ラーニング(学び)」と「バケーション(休暇)」をくっつけた造語です。年度内に5日間以内で、児童・生徒が体験活動等を行うため「登校しなくても欠席にならない日」を設ける制度です。詳細は下記リンクをご覧ください。



01「ラーケーション～体験活動推進日～」の実施について(案内)



02「ラーケーション～体験活動推進日～」の申請書



03 ラーケーション 振り返りレポート



04 体験活動推進日パンフレット〈茨城県教育委員会〉



05 体験活動推進日カード〈茨城県教育委員会〉



06 体験活動推進日リーフレット〈茨城県教育委員会〉